

豊明市行政評価制度「施策」評価票

施策評価票番号

29

1 施策の概要

1-1 施策の名称	市街地整備・住環境整備			基本施策コード	3-2-1
1-2 担当	部	経済建設部	課 又は施設	都市計画課	評価票作成者 都市計画課長 野村芳明
1-3 総合計画における施策の体系	①節	都市基盤・産業振興「いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり」			
	②項	市街地・住宅			
1-4 施策の目的	既成市街地や市街化区域内未利用地の計画的な住環境整備、狹隘道路の改善、中高層マンションの規制と誘導を行い併せて市街地整備においては、ユニバーサルデザインへの取組を行う。また、新市街化については計画的な整備計画に基づいて市街化区域への編入を図る。				

	平成22年度評価 (前期の成果)	平成27年度評価 (全期間の成果)
担当課評価	A	
総合評価	A	

● 施策評価の判定基準

- A : 施策の目的を効果的に達成しているため継続する
- B : 施策推進の実施手法等に改善の必要がある

1-5 総合計画における基本成果指標	基本成果指標名	前期（平成18年度～平成22年度）			全期間（平成23年度～平成27年度）			指標の定義
		目標値 (%)	実績値 (%)	達成率 (%)	目標値 (%)	実績値 (%)	達成率 (%)	
①	居住環境に対する満足度	66.0	45.9	69.5	68.0			市民意識調査「居住環境の総合評価」の状況を表す指標
②								
③								

2 施策の担当課による評価結果

評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識	既存事業の構成や優先順位の考え方、新規事業の必要性の考え方	施策の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
平成18年度	住環境改善を含めた市街地整備や新市街地の整備又は土地利用に係る規制・誘導など、多種多様な大きな課題を抱えている。	市全体に係る様な事業であり、ひとつの事業をとって見ても長期にわたって行わざるを得ないものが多い為、優先順位よりも長い目で見必要がある。	第2次都市マスタープランにおいて、それぞれの事業についての方針や考え方などをまとめることができた。
平成19年度	愛知県において都市計画の総見直しが行われた。これにより区域マスタープランも見直され、都市計画も新しい時代に入った。	未実施事業が多いため、優先順位的なものは無い。まちづくり全般に関する事業であるので、多くの市民の意見を聴きながら丁寧に事業を推進する必要がある。	第2次都市マスタープランに沿って、それぞれの事業についての実施に向けての取り組みに着手するため、早期に検討を始める必要がある。
平成20年度	〃	〃	民間開発に対して地区計画制度により良好なまちづくりを指導した。
平成21年度	〃	〃	榎山地区における民間開発に対して地区計画制度により良好なまちづくりを指導した。
平成22年度	榎山地区における民間開発は順調に進み、良好なまちづくりができた。		
平成23年度	阿野地区でミニ区画整理事業を予定する地区が現れ、問題点など関係機関と調整を図っている。		
平成24年度	阿野地区でミニ区画整理事業をする地区が現れ、関係機関と調整を図っている。愛知県と事前協議が終了した。		
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			

